

一般医療機器 類別：器 58 整形用機械器具
一般的名称：骨手術用器械（JMDN コード：70962001）

オートクランプ

【禁忌・禁止】

＜適用対象（患者）＞

- ＜使用目的＞の項に示す症例以外には使用しないこと。
- 異物感受性がある患者。異物感受性が疑われる場合は、適切な試験を行い確認すること。「アレルギー反応のおそれがある。」

＜使用方法＞

- 曲げ、切削等の二次的加工を行うことは、破損等の原因となるので絶対に行わないこと。
- 骨穿孔する手術器具については、骨端線をまたいで挿入しないこと[成長を阻害するおそれがある。]

【形状・構造及び原理等】

＜形状＞



オートクランプは以下のパーツの一部より構成される。

品 番	品 名
JMX0400-08	オートクランプ ボディ
JMX0400-20	オートクランプ アーム
JMX0400-09	オートクランプ ガイドピンスリーブ 1. 2mm シングル
JMX0400-10	オートクランプ ガイドピンスリーブ 1. 6mm シングル
JMX0400-11	オートクランプ ガイドピンスリーブ 2. 0mm シングル
JMX0400-12	オートクランプ ガイドピンスリーブ 2. 4mm シングル
JMX0400-21	オートクランプ 留め具

＜材質＞

ステンレス鋼

＜原理＞

骨手術の際に手術器械として使用する。

【使用目的又は効果】

＜使用目的＞

本品は骨手術に用いる手動式の手術器械である。本品は再使用可能である。

【使用方法等】

* ＜使用方法＞

本品は骨手術に用いる手動式の手術器械である。詳細については該当する手術手技書を参照すること。

* 1. 使用前の注意事項

本品は未滅菌である為、使用前に必ず適切な方法で滅菌してから使用すること。（【保守・点検に係る事項】の項参照。）

2. 使用方法

＜使用方法に関連する使用上の注意＞

- 使用時に衝撃や必要以上の力を加えないこと。[患者へのダメージ又は本品が破損するおそれがある。]
- 調整機能を有する器械は特に取扱に注意すること。過度な締め付けや手荒な取り扱いにより、調整機能が破損する可能性がある。
- 骨穿孔する手術器具については、適用部位の骨が硬く肥厚していてドリルの穿孔に時間を要するような場合、無理に穿孔を継続せず、適宜ドリルを抜いてドリルに付着した骨屑を除去したり、穿孔部やドリルに注水して冷やしたりする等、慎重に穿孔を行なうこと。[無理な穿孔を続けると、穿孔部で発熱し、骨や周囲組織に熱による障害が発生するおそれがある]
- 骨穿孔する手術器具については、穿孔中に、他の医療機器等と接触しないように常に先端の位置を監視すること。[本品が破損するおそれがある。]
- 本品を関節に挿入した状態で関節を動かさないこと。[本品の曲げ又は破損のおそれがある。]
- 鋭利な部分を有する器械は、鋭利な部分で術者自身を刺すことがないように注意すること。

【使用上の注意】

1. 重要な基本的注意

- 使用前に点検し、本品に変形や損傷などの異常が認められる場合や適切に機能しない場合には使用しないこと。組み合わせて使用する機器は、使用する前に組み合わせて機能することを確認すること。
- 使用後は、直ちに損傷等がないことを確認すること。破損等が確認された場合は、破損片が体内に遺残していないか確認し、遺残している場合は摘出等の適切な処置を行なうこと。
- 本品がクロイツフェルト・ヤコブ病患者への使用及びその汚染が疑われる場合、プリオン病感染予防ガイドラインに従った洗浄、滅菌を実施すること。

2. 相互作用

使用禁忌（併用しないこと）

医療機器の名称等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子
当社が指定する以外の医療機器	想定しない不具合が発生するおそれがある。	本品との併用に関する安全性が確認されていない。

3. 不具合・有害事象
 - 1) 重大な不具合
 - ・ 製品の変形・破損
 - 2) 重大な有害事象

本品の使用において患者の状態、適用部位の状態などにより次のような有害事象がまれに現れることがあるので、その場合は直ちに適切な処置を行なうこと。

 - ・ アレルギー反応・異物反応
 - ・ 感染症・壊死
 - ・ 骨折、神経・血管や周囲組織の損傷
 - ・ 成長障害
 - ・ 体内遺残
 - 3) その他の有害事象
 - ・ 痛み・不快・違和感
4. 妊婦、産婦、授乳婦等への適用

レントゲン、透視撮影時のX線照射が胎児に影響を与える可能性を十分に考慮すること。

【保管方法及び有効期間等】

〈貯蔵・保管方法〉

1. 本品は高温多湿や直射日光を避け、水漏れに注意し、清潔な場所に保管すること。
2. 本品は高温多湿や直射日光を避け、水漏れに注意し、清潔な場所に保管すること。

【保守・点検に係る事項】

〈使用者による保守点検事項〉

洗浄・滅菌方法

1. 使用後は、できるだけ早く、洗浄、すすぎ等の汚染除去を行い、血液等異物が付着していないことを目視で確認した後、下記 11. に示す条件で滅菌を行い保管すること。
2. 分解可能なもの或いは組み合わせて使用するものは、勘合部に付着した血液等を除去するため出来る限り最小部分に分解してから洗浄を行い、汚染除去には、洗浄方法に応じて選択した医療用中性洗剤を適正な濃度で使用する。（濃度については医療用中性洗剤の使用説明書を参照すること。）
3. 洗浄装置（超音波洗浄装置等）を使用するときには、鋭利部同士が接触して損傷することがないように注意すること。
4. 超音波洗浄装置を使用するときは、洗浄時間、手順等について使用する装置の取扱説明書に従い、器具の隙間部等に異物等がないことが確認できるまで洗浄すること。分解可能なものは最小部分に分解して洗浄すること。
5. 強アルカリ／強酸性洗剤・消毒剤は、器具を腐食させる恐れがあるので、使用を避けること。洗浄にはやわらかいブラシ、スポンジ等を使用し、金属製たわし、クレンザー（磨き粉）は器具の表面を損傷するので汚染除去及び洗浄時に使用しないこと。
6. 隙間部分はやわらかいブラシ等で、また内管・中空を有するものは内患・中空より若干細いブラシ等で入念に洗浄し、洗浄後は異物がないことを確認すること。（血液塊等異物が除去しきれない恐れがある。）可動部を有するものは、操作可動させながら洗浄すると共に、洗浄後は異物がないことを確認すること。
7. ブラシで汚染除去できない部分を有する器具については、隙間部等を血液溶解剤又は蛋白分解酵素剤等を用い超音波洗浄装置等を使用して十分に洗浄し、滅菌すること。（嵌合部に付着した血液塊等異物が除去しきれない恐れがある。）特に隙間部分に異物が残りやすいので、洗浄後に異物がないことを確認すること。血液溶解剤又は蛋白分解酵素剤を使用する場合は各々の使用説明書を

参照の上使用すること。

8. 洗浄、滅菌に使用する水は、なるべく蒸留水又は精製水を使用すること。
9. 洗浄後は、水で十分にすすぎ、腐食防止のために直ちに乾燥すること。
10. 乾燥後、可動部を有するものは可動部の動きをスムーズにするために、水溶性潤滑剤又は流動パラフィンを塗布することを推奨します。水溶性潤滑剤又は流動パラフィンの使用については各々の使用説明書を参照すること。
- * 11. 使用前に必ず下記条件又は、 10^{-6} 以下の無菌性保証水準が得られる条件で滅菌を行うこと。

**（推奨滅菌条件：高圧蒸気滅菌の場合）

温度	時間
115～118℃	30 分間
121～124℃	15 分間
126～129℃	10 分間

12. 合成樹脂製のハンドル等が組み合わさっている器具の滅菌については、合成樹脂部分が滅菌トレー又は滅菌用金網容器等の金属部分に触れないようにすること。
13. 滅菌後は、急冷を避けること。
14. 使用前に、きず、割れ、有害なまくれ、サビ、ひび割れ、接合不良等の不具合がないか、外観検査を実施し、異常が認められる場合には使用しないこと。
15. ドリルやタップ等は、使用前に切れ味を確認し、切れ味の悪いドリルやタップ等は交換すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

**〔製造販売業者〕

株式会社メドメタレックス
 大阪市西淀川区御幣島4-3-29
 電話番号 06-6476-9558